

障害者総合支援法案が6月20日の参議院本会議で、民主、自民、公明各党などの賛成多数で可決、成立した。みんな、共産、社民の各党は反対した。法案は、政府が障害者権利条約を批准するための法整備として「障害者自立支援法を廃止して新法を制定する」と方針を示し提出したものだが、実体は自立支援法の一部改正案。違憲訴訟を通じ廃止することで決着した経緯や、新法の内容は障害当事者らを交えて検討していた経緯があり、期待に応えない法案だという批判が衆院でも参院でも出たが、審議に時間は割かれなかった。

法案は4月26日に衆院を通過したが、国会の混乱で、参院での審議は止まっていた。当初予定していた会期末が迫り採決した格好だ。法案は一部を除き2013年4月に施行される。

19日の参院厚生労働委員会で小宮山洋子・厚生大臣は、「地域社会での共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため」と法案の趣旨を説明。「自立支援法を廃止する約束だったのでは」との質問には、衆院での審議と同様、「法律の名称を自立支援法から総合支援法に変え、基本理念を新たに掲げた。法の根幹を変えたので廃止になる」とした。

成立した法案の内容は、障害者の範囲に難病を加える、重度訪問介護の対象者を肢体不自由者に限らず知的・精神障害者にも拡大する、ケアホームをグループホームに一元化することなどが要点。

衆院厚生労働委員会で修正があり、障害福祉サービス事業者が障害者の意思決定の支援に配慮することや、市町村の地域生活支援事業に手話など意思疎通支援を行う人の派遣・養成事業を追加することも盛り込まれている。また「障害程度区分」を「障害支援区分」に呼び変えることにし、知的・精神障害に

関しては判定が低く出がちで変更率が高いため適切に認定されるよう措置を講ずるともされた。

ただ、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会がまとめた新法の骨格提言と比べると、常時介護や移動、就労、コミュニケーションの支援のあり方、支給決定のあり方など柱になる部分は法施行後3年をめどとした検討事項にとどまった。

これに対し衆院でも参院でも「大事なところが先送り」との指摘があったが、小宮山大臣は「一度にはやれない。計画的に進めたい」と理解を求める発言に終始した。

なお、参院厚労委員会の採決では、民主、自民、公明の各党が賛成した。

反対意見として「違憲訴訟団との基本合意、総合福祉部会の骨格提言に反する」（みんな）、「障害者の声を十分に聞かず自立支援法を作ったことを反省したはず」（共産）、「障害者の期待に沿ったものではない」（社民）などの指摘があった。

一方、骨格提言の作成にたずさわった関係団体などからは、「提言が十分に反映されず残念だ」といった落胆の声がある。国会での実質的な審議が衆院3時間、参院3時間に過ぎない点でも不満の声がある。

特に違憲訴訟団は、「自立支援法は廃止する約束だ」と抗議を続けてきた。

法案成立直後の会見で訴訟団は、「裁判所で和解調書を作って法律の廃止を確約し司法決着したのに、約束と願いは踏みにじられた。基本合意文書で確認されたことも実施されていない。今後、国の違法行為に対して提訴も含め法的責任を追及したい」と訴えた。

（福祉新聞・2580号 2012年6月25日）